建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
鉄工（建設業者が実習実施機関である場合に限る。）	構造物鉄工作業
塗装（建設業者が実習実施機関である場合に限る。）	建築塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接（建設業者が実習実施機関である場合に限る。）	手溶接
	半自動溶接

別表第２

建設特定活動に係る不正行為	
1	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	１から３までに掲げるもののほか、特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の人権を著しく侵害する行為
5	特定監理団体又は受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定監理団体又は受入建設企業において、外国人建設就労者又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（３及び４に該当する行為を除く。）
7	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の建設特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人建設就労者との間で入管法第６条第２項、第７条の２第１項、第20条第２項又は第21条第２項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（５に該当する行為を除く。）
8	特定監理団体又は受入建設企業において、入管法第６条第２項、第７条の２第１項、第20条第２項又は第21条第２項の申請内容と異なる他の機関に建設特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、建設特定活動を実施する行為（５に該当する行為を除く。）
9	特定監理団体又は受入建設企業において、受け入れ又は雇用した外国人建設就労者の行方不明者について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定監理団体又は受入建設企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）
10	特定監理団体又は受入建設企業において、外国人に入管法第24条第３号の４イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること
11	特定監理団体又は受入建設企業において、建設特定活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（１、３及び４に該当する行為を除く。）
12	特定監理団体において、建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
13	特定監理団体において、第６の１⑷の就労状況の確認を怠る行為
14	特定監理団体において、第６の１⑸の相談員を配置せず、又は相談への対応を怠る行為
15	受入建設企業において、第６の２及び３の特定監理団体への届出を怠る行為
16	特定監理団体において、第７の適正監理推進協議会への報告を怠る行為
17	特定監理団体において、第８の１又は４の監査を行わず、又は報告を怠る行為
18	受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為を行った場合又は建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為
19	特定監理団体において、建設特定活動に関して収益を得てあっせんを行う行為
20	特定監理団体において、外国人建設就労者の受入れに関する文書の作成又は保管を怠る行為
21	受入建設企業において、外国人建設就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為
22	特定監理団体において、外国人建設就労者が建設特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為
23	特定監理団体が、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為

官告報告

官告事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を平成26年７月31日付けで策定したので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成26年８月13日　　農林水産大臣　林　　芳正

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。